

令和9年度 福岡市（東部）放置自転車対策業務委託に係る提案競技実施要領

1 提案競技の趣旨

現在、福岡市では、放置自転車対策として、「福岡市自転車の放置防止に関する条例」に基づき、放置自転車の移動（撤去）、保管、返還、売却及び処分等を行っています。

放置自転車の台数は年々減少していますが、移動（撤去）の台数は年間約7千5百台（うち東部4,247台/令和7年度実績）となっており、継続的に対策を実施する必要があります。

そこで、福岡市東部における放置自転車に係る街頭指導、移動（撤去確認）、搬送及び保管所の運営等の各業務について、広く民間事業者からの提案を募り、受託候補事業者の選定を実施します。

2 業務概要

- (1) 業務名 令和9年度福岡市（東部）放置自転車対策業務委託
- (2) 業務内容 別紙「令和9年度福岡市（東部）放置自転車対策業務委託仕様書」のとおり
- (3) 業務区域 福岡市東区、博多区及び南区
- (4) 業務期間 令和9年4月1日から令和10年3月31日まで
ただし、上記期間の履行状況が良好であると福岡市が判断した場合は、1年度毎に、最大2年度を限度として、契約期間を更新し、新たな契約を締結できるものとします。
この際の契約金額は、当該年度の予定数量、単価等により修正した設計額に初年度の落札率を乗じた額の範囲内とします。
(落札率＝本提案競技において提案された本市に負担を求める金額/契約上限額)
- (5) 契約上限額 124,592千円（消費税及び地方消費税を含む）
※1 契約上限額を超える金額での提案は失格とします。
※2 契約上限額の88%相当額（109,641千円）を下回る金額での提案は無効とします。
※3 令和10年度以降の金額は、当該年度の単価等を基に修正した設計額に、初年度の落札率を乗じた額の範囲内で設定します。
なお、本事業の実施及び事業費は、令和9年度の予算成立をもって確定します。

3 スケジュール（予定）

- | | |
|--------------------|-------------------|
| (1) 募集開始／質問受付開始 | 令和8年8月21日（金） |
| (2) 募集説明会申込締切 | 令和8年8月27日（木）17時 |
| (3) 募集説明会 | 令和8年8月28日（金） |
| (4) 質問書の受付締切 | 令和8年9月2日（水）17時 |
| (5) 質問書に対する回答 | 令和8年9月8日（火） |
| (6) 参加申込締切 | 令和8年9月18日（金）17時 |
| (7) 参加辞退締切 | 令和8年9月25日（金）17時 |
| (8) 提案書の提出締切 | 令和8年10月2日（金）17時 |
| (9) 提案競技の実施 | 令和8年10月16日（金）（予定） |
| (10) 受託候補事業者決定及び通知 | 令和8年10月16日（金）以降 |
| (11) 契約締結 | 令和9年4月1日（木） |

※スケジュールについては、事情により変更する場合があります。

4 この提案競技に参加する者に必要な資格（個人での応募は不可）

次の各号に掲げる資格（以下「参加資格」という。）を有する者でなければこの提案競技に参加することができません。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に該当する者でないこと。
- (2) この提案募集の公示日から受託候補事業者決定の日（受託候補事業者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日）までの間に、本市から福岡市競争入札参加停止等措置要領（以下「措置要領」という。）に基づく競争入札参加停止の措置又は排除措置を受けている期間がある

者でないこと。

※措置要領が掲載されているホームページアドレス

https://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/keiyaku_kanri/keiyaku_hp/law_index.html

- (3) この提案募集の公示日から受託候補事業者決定の日（受託候補事業者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日）までの間に、措置要領別表第1、第2及び第3の各号に規定する措置要件に該当しない者であること。

- (4) 福岡市税を滞納していない者であること。

- (5) 消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

- (6) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされている者又は会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

※ なお、受託候補事業者に選出された場合であっても契約締結までの間に、措置要領別表第1、第2及び第3の各号に規定する措置要件に該当した場合又は本市に提出した書類又は電子ファイルに虚偽の記載をし、若しくは重要な事実について記載をしなかったことが判明した場合は、契約の相手方としないことがあります。

※ 複数の事業者で構成する共同企業体（コンソーシアム）として参加する場合は、共同企業体のすべての構成員が参加資格を有する必要があります。なお、共同企業体として参加する場合は、その他の共同企業体の構成員及び提案者になることはできません。

5 選定方法及び失格要件

(1) 選定方法

受託候補事業者の選定にあたっては、プロポーザル方式において実施し、本市が設置する「福岡市放置自転車対策業務受託候補事業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）」において、応募者から提出された応募書類、企画提案内容のプレゼンテーション及びヒアリングによる審査を行います。

(2) 失格要件

審査の際に次の要件に該当すると認められた場合は、審査の上、失格とします。

- ① 「4 この提案競技に参加する者に必要な資格」に掲げる要件を満たしていない場合
- ② 企画提案書の内容が仕様書で定める要件を満たしていない場合
- ③ 企画提案書に虚偽の記載があることが判明した場合
- ④ 提案額が契約上限額上回っている場合
- ⑤ プレゼンテーション審査に欠席した場合
- ⑥ 選定委員会委員、本市職員に対し、本件について、受託候補事業者選定に関係する不正な接触または、不正な接触を求めた事実が認められた場合、その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った事実が認められた場合
- ⑦ その他不正行為があったと認められる場合

6 募集説明会の開催

(1) 申込期限

令和8年8月27日（木）17時まで

(2) 申込方法

「募集説明会参加申込書（様式3）」により、電子メールでのみ受け付けます。

「17 問い合わせ・提出先」のメールアドレスに提出し、未受領防止のため、提出を行った旨を電話で連絡してください。

(3) 開催日時

令和8年8月28日（金）14時～（1時間程度）

(4) 開催場所

福岡市健康づくりサポートセンター（あいれふ）8階 視聴覚室B

- (5) 参加人数
各事業者3名まで
※募集説明会では質疑応答の時間は設けません。質問は質問書でのみ受け付けます。

7 提案競技に関する質問及び回答

- (1) 質問受付期限
令和8年9月2日（水）17時まで
- (2) 質問の方法
「質問書（様式4）」により、電子メールでのみ受け付けます。
「17 問い合わせ・提出先」のメールアドレスに提出し、未受領防止のため、提出を行った旨を電話で連絡してください。
- (3) 質問への回答
・質問に対する回答は、令和8年9月8日（火）までに福岡市ホームページに掲載します。
なお、電話及び口頭での回答など個別には対応しません。
・他の応募者からの提案書提出状況に関する質問は受け付けません。
・受付期間以外の質問は受け付けません。
[掲載場所]
HOME>創業・産業・ビジネス>入札・契約・公募>各所管課が公募する競争入札、提案競技等>質問と回答
<https://www.city.fukuoka.lg.jp/business/keiyaku-kobo/teiankyogi.html>

8 提案競技参加申込

- (1) 提出期限
令和8年9月18日（金）17時まで（必着）
- (2) 提出方法
「17 問い合わせ・提出先」に持参又は郵送にて提出してください。
持参の場合の受付時間：9時～12時、13時～17時（土日祝日は除く。）
事前に提出日時の予定を電話等でお知らせください。
郵送の場合：特定記録又は簡易書留で郵送してください。
※電子メールでの提出は不可とします。
- (3) 提出書類
以下の書類のうち、②～④については、提出日前3か月以内に発行された原本を提出してください。
なお、「福岡市・水道局・交通局競争入札有資格者名簿」又は「福岡市・水道局・交通局特定調達契約等に係る競争入札有資格者名簿」に登載されている者であり、当該登載の有効期間内にこの提案募集の公示日又は提案競技参加申請期限日が含まれている者にあつては、②～⑧の提出を免除します。
- ① 提案競技参加申請書（様式1）
※共同企業体として参加する場合は、代表事業者を決定し、「共同事業者構成表（様式任意。登録事業者名および押印は必須とする。）」及び「コンソーシアム協定書（様式1-1）」を提出すること。なお、代表事業者が書類を取りまとめて提出すること。
- ② 登記事項証明書
※法務局発行の現在事項全部証明書を提出すること（履歴事項全部証明書でも可）。
- ③ 福岡市税を滞納していないことの証明書
※福岡市発行の納税証明のうち「市税に係る徴収金（本税及び延滞金等）に滞納がないことの証明」がなされているものを提出すること。
- ④ 消費税及び地方消費税納税証明書
※本社所在地の所轄の税務署発行の証明書を提出すること。
※証明書の種類は「納税証明書（その3）」を選択すること（「その3の2」「その3の3」でも可）。
- ⑤ 委任状（様式1-2）

※この提案競技の案件に係る本市との取引を代理人（支店長、営業所長等）に行わせる場合は、様式１－２により委任状を作成して提出すること。

⑥ 誓約書（様式１－３）

※様式１－３に、代表者の所在地、商号又は名称、代表者役職名、氏名を記入し、印鑑は実印を使用すること。

⑦ 役員名簿（様式第１－４）

ア 様式１－４に、代表者及び役員（⑤の委任状を提出する場合は代理人（支店長、営業所長等）を含む。）の、氏名、フリガナ、生年月日を記入すること。

イ この情報は、福岡市の事務事業から暴力団を排除するために、福岡県警察本部へ照会することに使用する。

ウ 役員とは、株式会社、有限会社の取締役、合名会社の社員、合資会社の無限責任社員、公益法人、協同組合、協業組合の理事をいう。（監査役、監事、事務局長は含まない。）

⑧ 直近の決算２年分の財務諸表の写し

※直近決算２年分の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の写しを提出すること。

⑨ 団体概要（様式５）

⑩ 事業報告書及び収支決算書

直近決算２年分の写しを提出すること。

⑪ 事業計画書及び収支予算書

事業年度における団体の主たる事業計画書及び収支予算書を提出すること。

⑫ 人員表

各決算期末の常勤役員数、従業員数、非常勤従業員数（パートタイマー、アルバイト）。

なお、非常勤従業員数は、８時間／日で１人と換算すること。

（４）提出部数

各１部

（５）その他

- ・必要に応じて追加資料の提出を求めることがあります。
- ・上記（３）の書類を提出していない事業者は、提案競技に参加することはできません。
- ・同日に公募する「令和９年度福岡市（東部）放置自転車対策業務委託」及び「令和９年度福岡市（西部）放置自転車対策業務委託」において、応募者（共同企業体として応募する場合は、同一の共同企業体、共同提案者に限る。）は両エリアへ同時に参加申請書を提出することができます。

９ 提案競技参加辞退

提案競技参加申込書等を提出した後で、参加を辞退する場合は、下記の通り参加辞退届を提出してください。

（１）提出期限

令和８年９月２５日（金）１７時まで（必着）

（２）提出方法及び提出先

「１７ 問い合わせ・提出先」に持参、郵送又は電子メールで提出してください。

持参の場合の受付時間：９時～１２時、１３時～１７時（土日祝日は除く。）

事前に提出日時の予定を電話等でお知らせください。

郵送の場合：特定記録又は簡易書留で郵送してください。

持参以外の場合は、未受領防止のため、提出を行った旨を電話で連絡してください。

（３）提出書類

提案競技参加辞退届（様式２）

１０ 提案書等の提出

（１）提出期限

令和８年１０月２日（金）１７時まで（必着）

（２）提出方法及び提出先

「１７ 問い合わせ・提出先」に持参又は郵送により提出してください。

持参の場合：9時～12時、13時～17時（土日祝日は除く。）

事前に提出日時の予定を電話等でお知らせください。

郵送の場合：特定記録又は簡易書留で郵送してください。

(3) 提出書類

企画提案書（様式不問）

- ① 企画提案項目については、12（1）「選定基準及び審査項目、企画提案項目」を確認の上、すべての項目を記載すること。
- ② 本要領及び別添仕様書に基づき、具体的な提案を示すこと。
- ③ 提案書に記載している事項を実施するために必要な経費は、内訳を具体的に記載すること。
なお、追加提案等も含めた見積書の記載金額が、契約上限額を超過した場合は失格となる。
- ④ 用紙の大きさはA4版とし、25ページ以内（表紙は除く。）で、日本語、横書き、フォントサイズ11ポイント以上（図・表についてはこの限りとしない。）、通し番号を付記すること。
印刷の向きは縦とし、可能な限り両面印刷とすること。
- ⑤ 文字、写真等全てにおいて、白黒・カラーページいずれも可とする。
- ⑥ 提案書の表紙は、参加申込時に指定された社名（A社など）を右上に記載すること。

(4) 提出部数等

① 企画提案書【計9部】

社名を記載し代表者印を押印した正本を1部、社名を参加申込時に指定された社名（A社など）とし、押印していない副本を8部提出すること。副本は全体を通じて、提案事業者名（提案事業者のシンボルマークを含む。）が分からないようにすること。

② 電子メールでも、上記①の電子データ（PDF形式、12MB以内）を提出すること。

(5) その他

- ・同日に公募する「令和9年度福岡市（東部）放置自転車対策業務委託」および「令和9年度福岡市（西部）放置自転車対策業務委託」において、応募者（共同企業体として応募する場合は、同一の共同企業体、共同提案者に限る。）は両エリアへ同時に企画提案書等を提出することができます。
- ・企画提案書等の内容は、契約を締結した際に提案者が責任をもって必ず履行できる内容としてください。
- ・1応募者1提案とし、複数の提案は認めません。
- ・提出書類に不備がある場合は、受付できないことがあります。
- ・提出期限までに提出がなかった場合は、提案競技への参加を辞退したものとみなします。
- ・書類提出後の内容の変更は認めません。ただし、明らかな誤字・脱字等の場合はこの限りではありません。
- ・提出書類は返却しません。なお、提出書類は契約に至った場合に使用するほかは、評価・選定以外の目的で提案者に無断で使用することはありません。
- ・提出書類は、評価・選定の事務に必要な場合複製することがあります。
- ・選定された提案は、福岡市との協議により内容の変更を求めることがあります。
- ・企画提案書を含む提出物について、情報公開請求があった場合は、福岡市情報公開条例第7条に掲げる非公開情報を除いて提案書の全部または一部を公開することがあります。

11 プレゼンテーション及び質疑応答

提案書等の提出後、提案競技参加者によるプレゼンテーション及び質疑応答を下記の通り実施します。各社の開始時刻等のプレゼンテーションの詳細につきましては、令和8年10月5日（月）以降に担当者宛に電子メールにてご連絡します。

(1) 実施日（予定）

令和8年10月16日（金）

(2) 実施場所（予定）

福岡市役所本庁舎 9階 特別会議室第2

(3) 提案時間

各社30分程度とします。（提案書説明10分、質疑応答20分程度を予定）

※当日の参加者数の状況によっては、提案時間等が変更となる可能性があります。

(4) 注意事項

- ・出席者は1応募者あたり3名までとします。
- ・プレゼンテーションは、本事業の業務遂行責任者が行ってください。
- ・説明は提出資料をもとに行うこととします。

12 審査及び受託候補事業者の決定

(1) 審査

提案競技参加者から提出された提案の審査は、「選定委員会」において、応募者から提出された応募書類、企画提案内容について、下記「選定基準及び審査項目、企画提案項目」に記載する内容で採点を行い、最も得点数の合計が高かった者を受託候補事業者に選定します。

選考基準	配点 (点)	審査項目	企画提案項目
A 業務実施に対する基本的理解がなされているか	5	受託者としての基本姿勢	放置自転車対策業務の実施にあたっての運営方針、受託事業者への応募理由
B 業務を行うために必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分であるか	10	団体の活動実績	本業務に活用できる活用実績はあるか
		団体の経営状況 ※応募提出書類により審査するため記載不要	・団体の収支予算書、決算書、財務諸表等 ・団体の事業計画書及び事業報告書
C 業務の効用を十分に発揮させるとともに、その管理に要する経費の縮減が図られるものである	100	放置自転車対策に関する取り組み	・街頭指導業務に関する取り組み ・一斉撤去、随時撤去業務及び移動搬送業務に関する取り組み ・保管所管理運営業務に関する取り組み ・電話受付業務に関する取り組み
		業務を遂行するにあたっての責任体制及び要員確保策	・組織体制（組織図、役職、業務、人員） ・トラブル、クレーム等対応 ・現在予定している業務遂行責任者の経歴等 ・人員採用や業務開始までの引継の計画
		人材育成	業務開始前と期間中の研修等の計画、内容
		事故防止の取り組み	事故防止等の安全管理
		個人情報の取り扱い	個人情報保護に関する考え方と取り組み
		経費の縮減	・経費の縮減に関する取り組み ・本市に負担を求める金額（税込）
D その他	35	市施策への貢献	・高齢者の就労対策 ・障がい者の就労対策 ・次世代育成・男女共同参画支援、Well-being及びSDGs推進、環境配慮の取り組み（脱炭素の取り組み等）、市・地域への貢献活動等
		地場企業育成	法人その他の団体の本店設置状況
		その他の提案	・自主的な放置自転車対策への取り組み ・放置自転車対策における独自ノウハウを活かした工夫および提案
合計	150		

※得点数の合計が最低基準点（満点の5割・75点×委員5名＝375点）未満の場合は、最高得点者であっても受託候補事業者となりません。また、基準点を満たす最高得点者が複数の場合は、選定委員会で協議の上、受託候補事業者を選定します。

(2) 受託候補事業者の決定等について

より多くの事業者の受注機会を確保するとともに、業務の適切かつ確実な履行を確保する観点から、東部エリアにおける受託候補事業者として選定された事業者は、西部エリアの受託候補事業者として選定しないものとします。

- ・審査の結果、同一の応募者が両エリアで最優秀提案者となった場合は、基本設計金額が高い西部エリアから、受託候補事業者を決定します。
- ・上記により選定から除外された東部エリアについては、次点者を受託候補事業者として繰り上げ選定します。
- ・ただし、両エリアへの応募者が同一の1者のみである場合は、この限りではありません。

(3) 選考結果

審査結果は、全ての提案競技参加者へプレゼンテーションの翌日以降、担当者宛に電子メールにて通知するとともに、受託候補事業者名は、福岡市ホームページで公開します。

(4) 留意事項

- ①審査において、その公平な執行を妨げた者、虚偽の提案（参加申込書を含む。）を行った者又は公正な価格の成立を害し、若しくは、不正な利益を得るために連合した者は失格とします。
- ②審査結果に関する異議・質問等については、一切受け付けません。
- ③審査結果の通知後に、資金事情の悪化等により業務の履行が確実でないと認められるとき、また著しく社会的信用を損なう等、業務受託者として不適切と認められる事情が生じたときは、決定を取り消すことがあります。

13 高齢者の積極的な活用

高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）の趣旨を踏まえ、高齢者の臨時的・短期的又は軽易な就業機会の提供・確保に資する観点から、同法に基づく公益社団法人福岡市シルバー人材センターの活用など、本事業の受託事業者にはシニア人材の積極的な活用を期待します。

14 契約に関する基本的事項

受託者との契約においては、次の事項を基本とします。

(1) 契約手続き

受託候補事業者と、協議により仕様等契約内容について合意した場合は、契約を締結します。
なお、協議が不成立の場合は、本協議会は順次、次点以下の提案者と協議を行います。

(2) 契約金額

見積合わせを行い、見積書に記載された金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）をもって契約金額とします。

(3) 契約保証金

本事業の受託者は、契約締結の際に福岡市契約事務規則第24条に定める契約保証金を納付しなければなりません。

ただし、同規則第25条の各号に該当する場合は、その全部または一部を免除することがあります。

(4) 履行期間

履行の期間は、令和9年4月1日から令和10年3月31日までとします。

(5) 再委託の禁止

受託者は、本業務の履行を第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。
ただし、移動保管料収納業務を除き本市が承認した場合はこの限りではありません。

(6) 委託料の支払

委託料は各月の分割払いとし、受託者から提出された前月分の実績報告書等により履行を確認し、受託者から適法な請求書を受理した日から起算して30日以内に支払うものとします。

なお、委託料の支払いに関する詳細については、受託候補者と協議の上決定します。

(7) 受託業務に係る費用負担

- ① 受託業務を開始するまでの引継ぎに係る経費は、受託者の負担とします。
- ② リース物件、光熱水費、電話代、備品の使用及び経費負担等

- ・自転車保管所で使用する放置自転車保管返還管理システムは、本市が契約し保守点検費用・賃借料等は本市が負担します。また、受託者がシステム内容の変更を提案し本市が適当と認める場合、本市の負担は予算額の範囲内とします。
- ・その他のリース物件は、受託者の負担とします。
- ・自転車保管所の光熱水費は、本市の負担とします。
- ③ 自転車保管所の消耗品
 - ・整理札は本市の負担とし、その他の消耗品はすべて受託者の負担とします。
 - ・蛍光灯、水銀灯、LED灯などの電球類は消耗品とします。
- ④ 自転車保管所の修繕に要する費用
 - ・自転車保管所の日常的な修繕は受託者が行い費用を負担します。
 - ・その他の大規模な修繕経費は、原則として本市が負担しますが、協議の上で決定します。
- ⑤ 自転車保管所の損害賠償責任保険（物損）は、受託者が費用を負担して契約することとします。
- ⑥ 自転車保管所の日常ごみは、受託者の責任において処理することとします。
- ⑦ 福岡市の負担と明記しているもの以外は、すべて受託者の負担とします。
- ⑧ 各項目におけるリスク分担は次のとおりとします。

区 分	内 容	負担者	
		福岡市	受託者
物価の変動	物価変動による人件費、物件費等の増減		○
金利の変動	金利の変動による経費の増減		○
法令の変更	施設の管理運営に影響を及ぼす法令等変更	○	
	受託者に影響を及ぼす法令等変更（最低賃金の改正を含む。）		○
税制の変更	消費税等の税制変更	○	
	上記以外の場合		○
支払い遅延	受託者の責めに帰すことができない理由により、福岡市からの経費の支払い遅延によって生じた理由	○	
	上記以外の場合		○
不可抗力	不可抗力（地震、暴風、豪雨、洪水、火災その他の福岡市又は受託者のいずれの責めに帰すことのできない自然的又は人的な現象）による経費の増加及び事業利用不能	○	
書類の誤り	事業計画書、企画提案書等の書類の誤りによるもの		○
放置自転車等所有者及び第三者への賠償	受託業務において、受託者及び再委託の相手方が放置自転車所有者及び第三者に損害を与えた場合（保管所内自転車等の盗難、受託者の都合による保管所閉鎖に伴う損害を含む。）		○
	上記以外の場合	○	

（８）留意事項

- ① 本市との連絡を密にして業務にあたってください。
- ② 仕様書の内容に疑義が生じた場合は、本市と協議しその指示に従ってください。また、本市と受託者の協議により、仕様書の内容を変更し、契約仕様書とする場合があります。
- ③ 本業務の準備及び遂行に当たっては、本市と協議しその指示に従ってください。
- ④ 業務を遂行する上で、地方自治法、労働関連法令、個人情報保護法等、関連する法規がある場合はそれらを遵守してください。

15 その他留意事項

- (1) 提案にかかる費用は、参加事業者が負担するものとします。
- (2) この資料を、他の目的のために使用することは禁止します。

16 添付資料

- (1) 提案競技参加申請書（様式1）
- (2) コンソーシアム協定書（様式1－1）
- (3) 委任状（様式1－2）
- (4) 誓約書（様式1－3）
- (5) 役員名簿（様式1－4）
- (6) 参加辞退届（様式2）
- (7) 説明会参加申込書（様式3）
- (8) 質問書（様式4）
- (9) 団体概要（様式5）

17 問い合わせ・提出先

〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8番1号 福岡市役所6階
福岡市道路下水道局管理部自転車課
担当：村上、有吉
TEL：092-711-4468（直通）
電子メール：bicycle.RSB@city.fukuoka.lg.jp